

■新料金表

メーターの口径	料金(1㎡当り)	記事
13mm	180円	使用水量が10㎡未満の場合は10㎡として計算する
20mm	190円	
25mm	210円	
30mm	230円	
40mm	260円	
50mm	300円	
75mm	370円	

メーター 使用料	口径	13mm	20~25mm	30mm
	料金	50円	100円	200円
口径	40mm	50mm	75mm	
	料金	400円	600円	1,500円

※ 料金は、1ヵ月につき上の表で求めた合計額に100分の105を乗じた金額になります。ただし、10円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。
 ※ 新料金の実施は平成9年4月分(3月検針)からですが、消費税の税率に関する経過措置により4月分については現行税率(3%)を適用します。



水道料金についての詳しくは...

岩室村企業課

(☎82-3150)

までどうぞ!

村民の皆さんに安心して水道を使用していただくため、水道事業は独立採算性による健全財政に務め、あらゆる企業努力を重ねて料金の値上を抑えてきました。

しかし、岩室村企業課では、現在計画が進められている西川流域広域下水道事業にあわせて、老朽管(石綿セメント管)の布設替事業を計画しています。村内には、今なお五五、八九六の石綿セメント管があり、間瀬地区を除く全村を布設替した場合の事業費は、二億六千六百万円になります。このため、西川流域の五か町村では、全町村で料金改定を実施する予定です。

改定後の使用料金は左表のとおりとなりますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

平成9年4月1日より 水道料金が 改定されます

■一般家庭用(口径13mm、20mm)の使用水量別料金比較表

使用水量	現行料金	改定後料金	
		口径(13mm)	口径(20mm)
10㎡	1,690円	1,940円	2,100円
15	2,570	2,880	3,090
20	3,450	3,830	4,090
25	4,320	4,770	5,090
30	5,200	5,720	6,090
35	6,070	6,660	7,080
40	6,950	7,610	8,080
45	7,820	8,550	9,080
50	8,700	9,500	10,080

※この表の料金は、メーター使用料と消費税(現行:3%、改定後:5%)を合計し、10円未満を切り捨てたものです。

関東信越税務士会・巻支部

“還付申告無料相談” を行います!

関東信越税務士会・巻支部では、2月12日(休)から14日(金)までの間、小額な還付申告相談および申告書の作成を無料でを行います。

日程は下記のとおりですが、相談を希望される方は、事前に電話をしたうえでおでかけください。

※相談受付時間:午前9時30分~午後4時

相談月日	事務所所在地	事務所名	電話番号
2月12日 水曜日	巻町1区	有坂富三郎税理士(株)	72-5441
	1区	金子 武雄 //	72-5475
	東6区	野田 繁 //	72-4458
	吉田町 学校町	北村三代一 //	93-3419
	栄町	榑 欣一 //	92-2011
	若生町	徳永八一 //	92-7191
2月13日 木曜日	曙町	本多 昭吾 //	92-7060
	巻町 東6区	上原 秀男 //	72-8181
	9区	内藤 安 //	76-2574
	竹野町	本間 政彦 //	72-7458
	吉田町 東町	井島 正夫 //	93-4368
	神田町	久保 弘平 //	93-2553
2月14日 金曜日	上町	佐野 榮偉 //	93-2755
	若生町	波多野光則 //	93-2162
	曙町	本多 克 //	92-7060
	巻町 1区	近藤 喜一 //	73-3117
	東6区	山崎 昭平 //	72-4521
	吉田町 学校町	北村 啓一 //	93-3419
2月14日 金曜日	浜首町	斎藤 稔 //	92-3735
	法花堂	田中 操 //	92-6120
	日の出町	平野 昭一 //	93-4837
	大保町	山岸 謙夫 //	93-3837

紙面の都合上、掲載は巻町・吉田町の税理士事務所のみとさせていただきます。

なお、燕市・黒埼町・西川町・分水町の各税理士事務所でも行っていますので、詳しくは役場税務課または商工会にお問い合わせください。

消費税が変わります!

消費税と地方消費税を合わせた税率が5%に

活力ある福祉社会の実現を目指して、消費税が改正されるとともに、新たに地方消費税が創設されました。今回の改正で、消費税と地方消費税を合わせた税率が5%になります。この改正は、平成9年4月1日から適用となります。

詳しくは、最寄りの税務署、税務相談室でおたずねください。

確定申告書は 自分で書きましょう

所得税は、各人の所得に対して課税される税金であり、各人が自分の所得金額とその所得金額に対する所得税額を計算してこれを申告し、その申告した所得税額を自発的に納付する制度を採用しています。

税務署や役場で申告をするときは、申告書の次の箇所を記載してから、ご来場ください。

- 住所・氏名(ふりがな)・生年月日・電話番号
- 配偶者、扶養親族の生年月日・続柄
- 社会保険料・生命保険料・損害保険料
- 収支内訳書の住所・氏名
- そのほか、記載できる箇所

申告書をご自分で書いていただくことで、申告(納税相談)会場の混雑が緩和でき、皆さんの待ち時間を短くすることにもなります。

なお、巻税務署では、自分で申告書を記載して来た人に対しては受付で検算を行うだけで申告書を受理します。

皆さんの、ご協力をお願いします。



今やキャッシュレス時代
安全便利な振替納税を
振替納税(口座引き落とし)は、現金を持ち歩く必要がなく、安全で大変便利です。
うっかり税金を納め忘れることもなく、納税したことが預貯金通帳にも記載されます。
手続きは簡単です。銀行・郵便局等の金融機関の窓口または、巻税務署にお問い合わせください。
なお、所得税の納期限は三月十日までですが、振替納税の場合の振替日は四月十八日です。
振替不能にならないように、振替日の二〜三日前に預金残高を確かめておきましょう。

電話で税金相談
タックス・アンサー
税金電話相談(タックス・アンサー)は、税金に関する相談を、コンピュータが電話によりお答えするものです。
電話をかけ、コード表に載っている項目の中からお聞きになりたい項目のコード番号をダイヤルしていただきますと、その項目についての解説が流れてきます。
コード番号は、税務署のほかに役場税務課にも備えてありますので、コード番号をご確認のうえご利用ください。
タックス・アンサーの電話番号は、025-1223-2299です。